

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年条例第28号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行							改 正 案							備 考
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)							和田平タウン地区の地区整備計画区域を追加。
名 称			区 域				名 称			区 域				
略			す				略			す				
							<u>和田平タウン地区地区整備計画区域</u>							<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画和田平タウン地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>
別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)							別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)							
計画区域	ア	イ	ウ			エ	計画区域	ア	イ	ウ			エ	
			建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度							建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度				
			(ア)	(イ)	(ウ)					(ア)	(イ)	(ウ)		
	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	区分	数値	適用の除外	建築物の高さの最高限度		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	区分	数値	適用の除外	建築物の高さの最高限度	
略						す	略						す	

<p>和田平 タ ウン地区 地区整備 計画区域</p>	<p>次に掲げる建 築物以外の建築 物 (1) 住宅 (2) 令第130条の 3に定める兼用 住宅 (3) 公園に設け られる公衆便 所又は休憩所 (4) 前各号の建 築物に附属す るもの（令第 130条の5で定 めるものを除 く。）</p>	<p>200平 方メ ートル</p>					<p>和田平タウン 地区の地区整 備計画区域を 追加。</p>
---	---	----------------------------	--	--	--	--	---